

災害時における安否不明者の氏名等公表に係る 棚橋内閣府特命担当大臣（防災）発言を受けて

国は、9月16日付で、災害時における安否不明者の氏名等公表に関する通知を都道府県に発出するとともに、本日、棚橋内閣府特命担当大臣（防災）から、本通知に関する発言があった。

この通知は、静岡県熱海市の土砂災害の事例を踏まえ、災害時の安否不明者の氏名等の公表について、留意事項を定め、都道府県と市町村が平時から検討を行うことを促進するものである。

これまでの全国知事会の要望を踏まえ、また、全国知事会が内閣府の協力の下で、本年6月に取りまとめたガイドラインの趣旨に沿った内容となっており、高く評価する。

国においては、引き続き、災害時の安否不明者の氏名等の公表が円滑に進むよう、自治体の取組支援を行うことを強く期待する。

全国知事会としては、通知の趣旨を受け止め、災害時における安否不明者の氏名等公表に向けた取組を、国と一体となって進める。

令和3年9月17日

全国知事会 会長 鳥取県知事 平井 伸治
全国知事会 危機管理・防災特別委員会
委員長 神奈川県知事 黒岩 祐治